

令和2年4月後期定例会 議事録

- | | | |
|-------|---|---------------|
| ・開催日時 | 令和2年4月16日（木曜日） | 13時30分～16時40分 |
| ・開催場所 | 人事委員会室 | |
| ・出席者 | （委員）中野委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）稲富事務局長（議事事項3を除く）
角田副事務局長 森岡人事主幹 鶴澤係長
古賀係長 江口係長 萩原主事 | |

○議事事項

1 令和2年3月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 宿日直勤務の許可について

令和2年4月14日付けで労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定に基づき佐賀県知事から申請された断続的な宿日直又は日直勤務許可申請書について、人事委員会の許可基準（昭和32年人委内規）を満たすことを事務局から説明を行い、申請のとおり許可することを決定した。

3 令和2年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の実施要綱について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政（23名程度）、教育行政（15名程度）、警察事務（5名程度）、心理（3名程度）、電気（2名程度）、総合土木（10名程度）、建築（5名程度）、化学（1名程度）、農政（10名程度）、林業（3名程度）、水産（1名程度）、保健師（5名程度）、管理栄養士（1名程度） 計84名程度

2 受験資格

（1）次のア又はイの要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者（保健師及び管理栄養士を除く。）及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は除く。

ア 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（保健師については平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者）とする。

イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格がある

と認める者を含む。)

- (2) 上記(1)に掲げる事項のほか、保健師及び管理栄養士については、免許(保健師免許、管理栄養士免許)の取得者又は令和3年8月31日までに免許取得見込みの者とする。

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。また、語学資格保有者には加点を行う。

ア 教養試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は50問で、80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

イ 専門試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

ウ 語学資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語、フランス語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格等の証明書を確認の上、資格等の有用性等に応じて、20点を限度として加点する。

エ 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点(語学資格保有者は当該加点点数を加えた得点)により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和2年7月8日(水)に発表を行う。

(2) 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。実施日は第1次試験日(令和2年6月28日(日))とし、時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。

イ 面接試験

面接試験Ⅰ及び面接試験Ⅱを行う。

(ア) 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

(イ) 面接試験Ⅱ

面接員2名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験のそれぞれの得点を合計した総合得点(600点満点。語学資格保有者は最大620点満点)によ

り、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和2年8月上旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

7 受付期間

令和2年5月11日（月）9時から5月29日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 令和2年6月28日（日） 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 令和2年7月中旬～7月下旬 県庁新館会議室ほか

9 特別枠試験の最終合格者の取扱い

令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の最終合格者が本試験の同一試験区分を受験している場合、自動的に本試験を辞退したものとみなす。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

4 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（人事委員会告示）の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和2年度から採用試験の内容を一部変更したこと等に伴い、口頭により開示請求することができる個人情報について、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 佐賀県職員採用試験（行政特別枠・教育行政特別枠）に関する規定について、所要の改正を行うこととした。（令和2年度から、試験名を「佐賀県職員採用試験（特別枠・

- スポーツ特別枠)」に改めることに伴い、所要の改正を行うこととした。)
- (2) 佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕に関する規定について、所要の改正を行うこととした。(令和2年度から、佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕(UJIターン枠)に試験区分「教育行政」及び「農政」を新設することに伴い、所要の改正を行うこととした。)
 - (3) 障害者を対象とする佐賀県職員採用選考に関する規定を追加することとした。
 - (4) 開示請求をすることができる期間を1カ月とすることとした。
 - (5) 公布の日から施行

5 通勤手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合については、国に準じ通勤手当を返納させないこととするため。

2 改正の概要

- (1) 通勤手当の返納の事由について、職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合は除くこととした。(第10条の2関係)
- (2) 支給単位期間について、所要の改正を行うこととした。(第10条の4関係)

3 施行期日

公布の日のから施行

6 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の号給が増設されたことに伴い、義務教育等教員特別手当の月額を定める必要があるため。

※令和元年11月議会で可決・成立(令和2年4月1日施行)

2 改正の概要

号給の増設に伴い、中学校・小学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員について、義務教育等教員特別手当の月額を定める。（別表第1及び別表第2関係）

3 施行期日

公布の日から施行（令和2年4月1日から適用する。）

○報告事項

1 令和2年職種別民間給与実態調査について

人事院給与第一課から、本年の職種別民間給与実態調査については、現下の情勢を踏まえ、例年のスケジュールでの実施を見送る旨の情報提供があったことについて、事務局から報告した。

2 令和元年度苦情相談の状況について

令和元年度に実施した苦情相談の状況について、事務局から報告した。

3 令和元年度労働基準法等事業所実態調査の結果について

令和元年度労働基準法等事業所実態調査の結果について、事務局から報告した。

4 令和元年度佐賀県職員採用試験における任命権者（教育委員会、警察本部）の選択結果について

令和元年度佐賀県職員採用試験における任命権者の選択結果について、事務局から報告した。

5 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について

令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更（教育委員会、警察本部）について、事務局から報告した。

なお、新型コロナウイルスの影響により延期となった特別枠試験の内容や実施日等具体的な実施方法については、委員の意見も踏まえ、事務局内で検討。

○その他

1 行事予定について